

消費生活相談員の着実な増加、減少が続いていた消費者行政予算が増加に転じるなど、体制の面では充実の兆しもみられる。  
しかしながら、全自治体（1,837）の約2割強の自治体（413）で「相談の窓口」が未設置など、地域の実情に即した消費者行政の充実が課題。

## <相談の窓口>

全自治体（1,837）のうち、「相談の窓口」がないのは413市町村。

平成21年4月1日時点

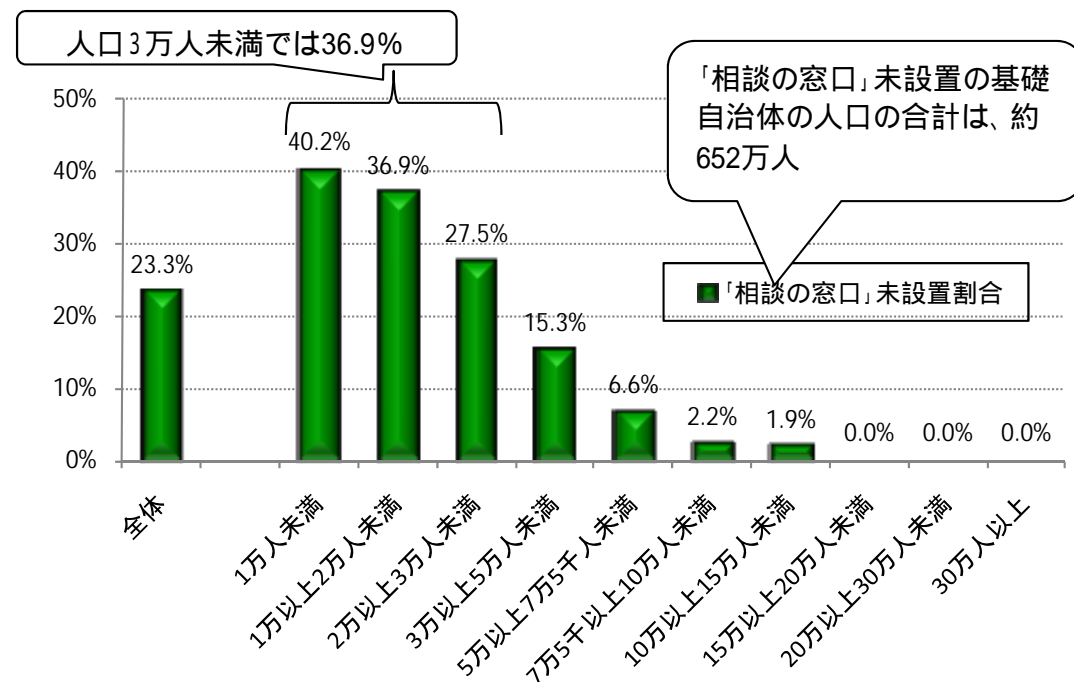
	都道府県	政令市	市区町村	合計
自治体数	47	18	1,772	1,837

消費生活に関する「相談の窓口」を設置している自治体数	47	18	1,359	1,424
うち、「消費生活センター」設置自治体数	47	18	349	414
「相談の窓口」未設置自治体数	-	-	413	413

「消費生活センター」数	123	26	352	501
-------------	-----	----	-----	-----

なお、人口3万人未満の自治体（966）では、「相談の窓口」の未設置は約4割にも。

「相談の窓口」未設置自治体の人口規模別状況（市区町村）



## <担当職員、相談員>

担当職員は前年比で減少するも、消費生活相談員は2,800名と増加。

平成21年4月1日時点 (20年4月1日)

	都道府県	政令市	市区町村	合計	合計
消費者行政担当職員数	1,062	237	3,891	5,190	5,646
うち、専任職員数	796	222	476	1,494	-
消費生活相談員数	714	247	1,839	2,800	2,734

## <消費者行政予算>

減少が続いてきた消費者行政予算が21年度は総額6.2億円増加に。

単位:億円

	平成20年度(最終予算)	平成21年度(当初予算)
都道府県	42.3	45.6(+3.3)
政令指定都市	15.5	16.1(+0.6)
市区町村	43.0	45.3(+2.3)
総額	100.8	107.0(+6.2)

なお、全自治体の約4分の1（425）で消費者行政予算がゼロ。

予算ゼロ自治体の人口規模別状況（政令市除く市区町村）

